

自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人らについて、子らの避難による転校先における順応状況や原発事故に対する恐怖心が強かったこと等を考慮し、平成24年1月分から同年3月分までの生活費増加費用（保育料及び家賃の各増額分）及び避難雑費が賠償された事例。

1627

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5（以下併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解契約の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- 1 生活費増加費用（保育料及び家賃の増額分）
（自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日）
- 2 避難雑費
（自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日）

第2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金252,215円の支払義務のあることを認める。

（内訳）

- | | |
|------------------------|----------|
| 1 生活費増加費用（保育料及び家賃の増額分） | 72,215円 |
| 2 避難雑費 | 180,000円 |

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和元年11月5日

(仲介委員 石原 弘隆)